

豊能町通学路等交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組の方針～

令和3年4月

豊能町通学路等安全推進会議

1. プログラムの目的

平成 24 年度、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、協議を経て、特に危険であると思われる箇所については改善の処置をとってきました。

以降、登下校時の自動車等による事故を未然に防ぎ、児童が安全に通学できるよう、関係機関と連携し、通学路の安全確保を図るため平成 27 年 1 月に「豊能町通学路交通安全プログラム」を策定し、これに基づき児童の通学安全対策を講じてきました。

また、令和元年 5 月には、滋賀県大津市において集団で歩道を通行中の未就学児らが死傷する痛ましい交通事故が発生し、同年、未就学児が日常的に集団で移動する経路等の緊急合同点検を実施し、各関係機関において必要な対策を実施してきたところです。

今後は、二つの取り組みに基づき、交通安全対策の効果を高め、効率的に取り組んでいくために「豊能町通学路交通安全プログラム」を踏襲しつつ、プログラムの対象に未就学児の園所外活動経路を加えた「豊能町通学路等交通安全プログラム」を策定し、未就学児及び児童の交通安全対策を講じることとします。

2. 通学路等安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「豊能町通学路等安全推進会議」（以下「会議」という。）を設置する。

- ・ 豊能町立小学校、園所の代表者
- ・ 大阪府豊能警察署
- ・ 大阪府池田土木事務所（補助国道・府道管理者）
- ・ 豊能町都市建設部 建設課（町道管理者）
- ・ 豊能町教育委員会 教育総務課（事務局）

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に、関係機関による合同点検や、必要に応じて会議を開くなど、対策が必要な箇所について、対策の検討を行います。また、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図り、通学路等の安全性の向上を図っていきます。

主な取組スケジュール

項 目	取組時期	内 容
点検 効果の把握	7月末まで	・各小学校、園所で点検、対策済箇所の効果の把握 ・その他関係機関は対策済箇所の改修等を把握 ・必要に応じ合同点検
集約	8月	・事務局で関係機関の点検結果を集約 ・対策が必要な箇所の取りまとめ
対策の検討	9月	・会議を開催し、対策箇所の抽出、対策の検討 ・関係機関は必要に応じて来年度予算要求
対策の実施	随時	・各関係機関において、順次、実施可能なものから対策を実施（改善・充実）

(2) 定期的点検

各小学校、園所において、7月末までを目途に点検を実施し、実施済対策箇所の効果や対策が必要と思われる箇所について取りまとめて事務局に報告します。その他関係機関においても、新たな対策が必要と思われる箇所や実施済対策箇所の改修等があれば、7月末までを目途に事務局に報告します。事務局においては、各小学校、園所その他関係機関からの報告を集約し、必要に応じ、関係機関による合同点検・立会等を行うよう調整し、実施します。

(3) 対策の検討

点検の結果から、明らかになった対策必要箇所について、必要に応じて会議を開き、対策必要箇所を抽出し、箇所ごとに、ソフト対策（学校関係者による見守り、交通規制等）

や、ハード対策（歩道整備や防護柵設置等）など、その箇所に応じて具体的な実施対策メニューを検討します。

（４）対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むように、関係機関間で連携を図ります。

（５）対策効果の把握

点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果があがっているか、また、未就学児及び児童や保護者等が安全になったと感じているのか等を確認する。

（６）対策の改善・充実

対策実施後も、必要に応じた点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

４．箇所図、箇所一覧表の作成

各小学校、園所ごとの点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために「対策一覧表」及び対策箇所図を作成します。